[illegible]ニ定メラレタル本俸ニ等級ニ応ジ定メラレタル俸給ノ外勤勉手当扶養手当及ビ通勤手当ヲ給ス

2 勤勉手当ハ勤勉ノ度ニ応ジ一般ノ職員ニ対スル勤勉手当ノ支給ノ例ニ準ジ之ヲ支給ス

3 扶養手当ハ扶養親族アル職員ニ対シ其ノ扶養親族ノ数ニ応ジ之ヲ支給ス

4 通勤手当ハ通勤ニ要スル費用ヲ考慮シテ定メラレタル額ヲ超エザル範囲内ニ於テ之ヲ支給ス

5 前項ノ通勤ニ要スル費用ハ通勤ノ為交通機関又ハ交通用具ヲ利用スル場合ニ於テハ其ノ運賃又ハ料金ヲ基礎トシテ之ヲ算定ス

6 通勤ノ為交通機関又ハ交通用具ヲ利用スル場合ニ於テ定期乗車券ヲ購入スルトキハ一箇月ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ購入ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

7 前項ノ定期乗車券ノ発売ヲ行ハザル交通機関ヲ利用スル場合ニ於テハ一箇月ヲ超エザル範囲内ニ於テ通勤ノ為必要ナル回数ニ対スル運賃又ハ料金ヲ支給スルコトヲ得

8 通勤ノ為交通用具ヲ使用スル場合ニ於テハ一箇月ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ使用ニ要スル燃料費又ハ修繕費ヲ支給スルコトヲ得

9 勤勉手当ノ支給ニ関スル細則ハ理事長之ヲ定ム

10 前項ノ細則ハ理事会ノ議ヲ経テ理事長之ヲ変更スルコトヲ得

11 勤勉手当ハ勤勉ノ度ニ応ジ一般ノ職員ニ対スル勤勉手当ノ支給ノ例ニ準ジ之ヲ支給ス

12 扶養手当ハ扶養親族アル職員ニ対シ其ノ扶養親族ノ数ニ応ジ之ヲ支給ス

13 通勤手当ハ通勤ニ要スル費用ヲ考慮シテ定メラレタル額ヲ超エザル範囲内ニ於テ之ヲ支給ス

14 前項ノ通勤ニ要スル費用ハ通勤ノ為交通機関又ハ交通用具ヲ利用スル場合ニ於テハ其ノ運賃又ハ料金ヲ基礎トシテ之ヲ算定ス

15 通勤ノ為交通機関又ハ交通用具ヲ利用スル場合ニ於テ定期乗車券ヲ購入スルトキハ一箇月ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ購入ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

16 前項ノ定期乗車券ノ発売ヲ行ハザル交通機関ヲ利用スル場合ニ於テハ一箇月ヲ超エザル範囲内ニ於テ通勤ノ為必要ナル回数ニ対スル運賃又ハ料金ヲ支給スルコトヲ得

17 通勤ノ為交通用具ヲ使用スル場合ニ於テハ一箇月ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ使用ニ要スル燃料費又ハ修繕費ヲ支給スルコトヲ得

18 勤勉手当ノ支給ニ関スル細則ハ理事長之ヲ定ム

19 前項ノ細則ハ理事会ノ議ヲ経テ理事長之ヲ変更スルコトヲ得

附則

この定款は、設立登記の日から施行する。

2 この定款施行の際現に在職する役員の最初の任期は、第十条第一項の規定にかかわらず、平成二十年五月三十一日までとする。

3 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

4 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

5 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

6 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

7 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

8 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

9 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

10 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

11 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

12 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

13 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

14 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

15 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

16 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

17 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

18 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

19 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

20 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

21 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

22 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

23 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

24 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

25 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

26 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

27 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

28 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

29 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

30 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

31 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

32 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

33 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

34 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

35 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

36 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

37 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

38 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

39 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

40 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

41 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

42 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

43 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

44 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

45 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

46 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

47 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

48 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

49 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

50 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

51 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

52 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

53 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

54 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

55 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

56 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

57 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

58 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

59 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

60 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

61 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

62 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

63 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

64 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

65 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

66 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

67 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

68 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

69 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

70 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

71 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

72 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

73 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

74 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

75 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

76 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

77 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

78 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

79 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

80 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

81 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

82 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

83 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

84 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

85 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

86 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

87 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

88 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

89 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

90 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

91 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

92 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

93 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

94 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

95 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

96 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

97 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

98 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

99 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

100 この定款施行の際現に在職する職員の最初の給与は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。